

## 鎌田公認会計士事務所 税理士法人 鎌田総合事務所

公認会計士 鎌田 直善  
税理士 鎌田 ふくみ

最近のお気に入り、無印良品の BGM です。  
店内放送と同じ CD を店頭販売しているので、ちょこちょこ購入。  
バスク地方、フランス、イタリア、アイルランドと、日々楽しんでいます。

### とんかつ屋さんで考えたこと

公認会計士 鎌田 直善

#### (1) 十字街のとんかつ屋さん

先日、十字街のとんかつ屋さん夕食に行った時のことです。20人を超える客のうち、日本人は我々夫婦のみ、他のお客さんは全員、中国・東南アジアからと思われる観光客の方でした。外国人率9割以上。2人に1人はスマートフォン片手に検索に余念がありません。おいしい店ではあるのですが、それにしても函館のような地方都市の、それも観光名所ではない、町の小さなとんかつ屋さんです。びっくりしました。賛否両論いろいろあるでしょうが、将来の日本経済を占うに当たって、深く考えさせられることでした。

#### (2) 経済の展望について

これから日本では、高齢化に伴って、生産年齢人口が減ってきます。

$$\text{GDP} = \text{一人当たり生産性} \times \text{生産年齢人口}$$

ですから、生産年齢人口が減れば、GDP が減ってきます。総人口は、あまり変わらないとすると、1人当たり GDP が減っていく、簡単に言うと一人ひとりの所得が減っていくということです。

#### (3) 成長力の取り込み

このような経済成長力の減衰が見込まれる一方で、近隣地域である中国や台湾韓国などの東アジア地域、アセアンなどの東南アジア諸国の経済成長力は目覚ましいものがあります。これらの国々の経済成長力を取り込むことが、これからの日本が持続的に成長していくために重要となると考えています。

高い成長力を持つ近隣諸国の活力を取り込むために、最も手近なのは観光客の誘致です。政府も、積極的に海外観光客の誘致に取り組んでいるようです。

#### (4) 函館の観光都市としての魅力と潜在力

いま日本で、海外観光客誘致を施策として考えるとき、函館が最も重要な候補のひとつとなるものと思います。蔦谷書店や MUJI、大和ハウスなど首都圏の有力企業が函館への投資を進めてきているのはこのようなバックボーンがあつてのことでしょう。大げさに言えば、我が国の経済開発の最先端の役割を担うことになると言えるでしょう。

## 平成 30 年より毎月の源泉徴収のしかたが変わります スタッフ 田中 澄江

給与等を支払う際に源泉徴収する税額は、税務署より交付される「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めます。この計算にあたって、「扶養親族等の数」を算定する必要がありますが、平成 29 年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されたことに伴って、この「扶養親族等の数」の算定方法が変わります。

具体的には、扶養親族等の数の算定にあたり、配偶者が源泉控除対象配偶者（※1）に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算することとされました。また、同一生計配偶者（※2）が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算することとされました。

- ※1 源泉控除対象配偶者とは、給与所得者の合計所得金額が 900 万円以下で、かつ、配偶者の合計所得金額が 85 万円以下の場合の配偶者のことをいいます。（下表  で囲まれた部分。）
- ※2 同一生計配偶者とは、配偶者の合計所得金額が 38 万円以下の場合の配偶者のことをいいます。（下表  で囲まれた部分。）

### （配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法～概要）

		給与所得者の合計所得金額			
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超
配偶者の合計所得金額	38 万円以下	1 人	0 人 <small>配偶者が障害者に該当する場合は 1 人加算</small>	0 人	0 人
	38 万円超 85 万円以下	1 人	0 人	0 人	0 人
	85 万円超	0 人	0 人	0 人	0 人

なお、給与所得者及び配偶者の合計所得金額は、平成 30 年 1 月の給与支給時に見込まれる平成 30 年分の所得の見積額を用います。これまでは、扶養に入れないことなどから、配偶者の所得の見積額の確認を省略していた場合でも、今後は、配偶者の合計所得が 85 万円までは、いわゆる扶養には該当しないものの、扶養親族等の数の算定に当たっては、1 人増やして数えることとなるため、所得見積額の確認が必要となります。また、給与所得者本人の所得に応じて、扶養親族等の数え方も変わりますので、こちらにも注意が必要です。

詳しくは、スタッフへお問い合わせください。

### 営業時間等のお知らせ

土・日、祝祭日が事務所全体の休業日です。

6 月～11 月の事務所営業時間は 9:00～17:00、12 月から 5 月まで 9:00～18:00 です。

よろしく願いいたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。